

長期入所利用料金

1. 介護保険給付サービス(1日あたり)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 割 負 担 分	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)	661円	730円	803円	874円	942円
	精神科医師定期的療養指導加算	5円				
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円				
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	61円				
	看護体制加算(Ⅰ)イ	12円				
	看護体制加算(Ⅱ)イ	23円				
	栄養マネジメント強化加算	11円				
	個別機能訓練加算	12円				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費サ+各加算)×8.3%	68円	74円	80円	86円	92円
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) (ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費+各加算(介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を除く))×2.7%	22円	24円	26円	28円	30円
	介護職員等ベースアップ等支援加算 (ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費+各加算(介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)を除く))×1.6%	13円	14円	15円	16円	17円
サービス利用料金合計	934円	1,012円	1,094円	1,174円	1,251円	

2. 介護保険給付外サービス

(1) 食費(1日あたり)

朝食:370円 昼食:600円 夕食:580円	負担限度額第1段階	300円
	負担限度額第2段階	390円
	負担限度額第3段階①	650円
	負担限度額第3段階②	1,360円
	負担限度額第4段階	1,550円

(2) 居住費(1日あたり)

	負担限度額第1段階	820円
	負担限度額第2段階	820円
	負担限度額第3段階①	1,310円
	負担限度額第3段階②	1,310円
	負担限度額第4段階	2,006円

3. 自己負担額(1日あたり)

	負担限度額第1段階	2,054円	2,132円	2,214円	2,294円	2,371円
	負担限度額第2段階	2,144円	2,222円	2,304円	2,384円	2,461円
	負担限度額第3段階①	2,894円	2,972円	3,054円	3,134円	3,211円
	負担限度額第3段階②	3,604円	3,682円	3,764円	3,844円	3,921円
	負担限度額第4段階	4,490円	4,568円	4,650円	4,730円	4,807円

4. 自己負担額(30日あたり)

	負担限度額第1段階	61,620円	63,960円	66,420円	68,820円	71,130円
	負担限度額第2段階	64,320円	66,660円	69,120円	71,520円	73,830円
	負担限度額第3段階①	86,820円	89,160円	91,620円	94,020円	96,330円
	負担限度額第3段階②	108,120円	110,460円	112,920円	115,320円	117,630円
	負担限度額第4段階	134,700円	137,040円	139,500円	141,900円	144,210円

5. その他介護保険給付サービス ※必要に応じて提供させていただくサービス加算

加算		自己負担額 (1割負担分)	加算条件	
1月あたり	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、かつ介護職員に対し、口腔ケアに係わる技術的助言及び指導、相談等に必要に応じ対応する場合	
	経口維持加算(Ⅰ)	400円	摂食障害があり誤嚥が認められ、医師又は歯科医師の指示により経口維持計画を作成した場合	
	経口維持加算(Ⅱ)	100円	経口維持加算Ⅰを算定し、多職種協働での取り組みに、医師・歯科医師・歯科衛生士等が参加した場合	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円	専従の機能訓練指導員を配置し多職種協働にて作成した個別機能訓練計画書に基づき機能訓練を実施。計画の内容を厚労省へ提出、そのフィードバックを活用する場合	
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60円	利用開始月と6月ごとにADL値を測定、厚労省に提出・フィードバックを受けており、かつ状況に応じて調整式で得られたADL利得の平均値が一定の値以上の場合	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円	利用開始月と3月に1回の評価結果を厚労省へ提出、フィードバックを活用し多職種協働にて褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施している場合。(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可	
	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円	(Ⅰ)に加え褥瘡が発生していない場合 (Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可	
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円	利用者ごとにADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病等の基本情報を厚労省に提出、フィードバックを活用している場合	
1日あたり	安全対策体制加算	20円/回	外部研修を受けた担当者の配置や安全対策部門を設置するなど組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回)	
	初期加算	30円	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再入所した場合、30日間加算	
	入院外泊時加算	246円	利用者が入院及び外泊した場合、6日を限度とし加算 (但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)	
	療養食加算(1食6円)	18円	医師の指示に基づく療養食(糖尿病食・脂質異常症食・肝臓食等)を提供した場合	
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の1/2以上。認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者1名以上配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施している、ことなどの算定要件を満たし、なお且つ認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算	
	若年性認知症患者受入加算	120円	若年性認知症患者(65歳未満)の利用者を受け入れ、サービスを提供した場合	
	在宅サービスを利用したときの費用	560円	居宅における外泊を認め、当該入所者が、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として算定する	
	再入所時栄養連携加算	200円/回	経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合(再入所時に1回)	
	配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間	650円	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合
		深夜	1,300円	
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前	72円	医師が一般に認められる医学的所見に基づき回復の見込みがない(ターミナル期)と判断した利用者に対し、介護計画に基づき介護を行う場合	
	死亡日以前	144円		
	死亡日前日・前々日	780円		
	死亡日	1,580円		

6. その他の費用

	自己負担額	加算条件
日用品費	50円(1日)	施設で提供させていただく日用品の費用
茶菓代	65円(1日)	経口摂取される利用者で、嗜好に合った飲み物、お菓子の提供費用
行事食代	300円(1回)	行事等でイベント食を提供させていただく際の費用

※別途、個別に応じて「長期入所利用料金」の5、6の各費用を加算させていただくことがあります。

※介護保険負担が2割の方は「介護保険給付サービス」を2倍にして読み替えてください。

※介護保険負担が3割の方は「介護保険給付サービス」を3倍にして読み替えてください。